

## 令和6年度 景観審議会（第3回景観形成部会）

日時：令和7年3月18日（火）14:30～  
場所：兵庫県中央労働センター  
視聴覚室（オンライン併用）

令和6年度景観審議会（第3回景観形成部会）において、「宍粟市山崎町山崎地区景観形成重点区域の指定及び景観形成重点基準の決定について（諮問）」及び「景観遺産の登録について（諮問）」について審議を行った。

### ○議事の概要

#### －会議次第－

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
  - (1) 宍粟市山崎町山崎地区景観形成重点区域の指定及び景観形成重点基準の決定について（諮問）
  - (2) 景観遺産の登録について（諮問）
- 4 閉 会

#### －出席者について－

委員定数9名中8名の出席があり定足数に達していることから、部会は成立した。

#### －議事録署名委員について－

阿久井委員を指名した。

#### －議事（要旨）－

### ○宍粟市山崎町山崎地区景観形成重点区域の指定及び景観形成重点基準の決定について（諮問）

- ・宍粟市山崎町山崎地区景観形成重点区域の指定及び景観形成重点基準の決定について事務局から説明

### (委員)

まず、マンホールについて、最近、観光地はカラーマンホールが増えているが、山崎町で導入の検討はあるのか。

2点目、「電柱やカーブミラーなどを周囲と調和した色を選定することを配慮する」という視点は、重要だと思う。同様に景観形成重点基準の「自動販売機」の基準では、景観形成地区全体で、個別に周辺景観と調和すると記載があるが、山崎町や重点区域内として統一した色を検討しないのか。

### (事務局)

1点目の「カラーマンホール」というのは、マンホールにカラフルな色彩で地域の特徴的な図柄が書かれたものと想定しているが、山崎町では現状、金属製で地域の特徴を示したものはあるが、カラーマンホールはない。県としては、マンホールを含めた道路構造物について、道路を含めた景観と調和したものになるようガイドラインを通して望ましい形を示す。

2点目のカーブミラー等との統一感については、重点区域を指定することで、酒蔵通りなどの景観上主要な場所ごとに統一的な色彩を図っていくと思われる。

3点目の自動販売機については、重点区域内、資料1-3の⑦本家門前屋の前に自動販売機が設置されている。この自動販売機は、背後にある壁面の色彩と調和させている。さらに、意匠を竹垣がプリントされた外装とし、位置は出格子の横に収め、道路側に突出しないようにして工夫されている。このような自動販売機を手本とするようガイドラインに記載し、地区内に設置される自動販売機の外観を誘導したいと考えている。

### (委員)

マンホールも観光的視点から言えば、カラー化してもよいと考えているが、どのようなものを許容するのかについて、審議会の中で議論していく必要があるのではないかと。また、自動販売機については個々の建物にに応じて調和した意匠とするか、もしくは地区全体で統一した意匠とするのかどちらが良いかは検討が必要と考えている。

### (事務局)

自動販売機に関して、先ほど例にあげた本家門前屋は背後の木製格子と色を同系色でまとめているが、例えば場所によって、今回の山崎地区は1階部分が腰壁まで板張りとなっている建物が多いので、統一した色でも良いと思う。地区によっては、逆に自動販売機が浮いてしまう可能性があるため、周辺の景観のカラーに合わせて、自動販売機の色も何種類か決めておくのが良いと思う。マンホールに関しては、皆さんの意見をお聞かせいただきたい。

### (部会長)

自動販売機に関しては、景観形成地区指定時にすでに自動販売機等について設置業者への説明の機会を取られてきた経緯が過去にあった。公共物の色彩についても、大体景観色でおさまってきた経緯もあると思うのだが、何といても建物側ではないので、公共空間に関して県の景観まちづくり班が関与するという可能性は逆に言うところがあるのか。むしろ、地元・県民局の方で対応することが考えられるがいかがか。

### (事務局)

自動販売機設置の際には、届出を求めている。過去には景観形成地区を指定した際に、飲料メーカーの協会の方に色彩を含めた景観への配慮については協議した上でお願いしている。今回重点区域を指定した際にも、飲料メーカーに対して同様にこのエリアに関して基準を新たに設けたの配慮いただきたい旨を文書で通知したい。

### (委員)

1点目は、老松酒造の仕込み蔵の外壁は、土壁の上から鋼板が貼られている建物もあるので、景観形成重点基準の「外壁」の項目については、10月の現地審議の時点では、「漆喰塗りまたは板張りの伝統的意匠」しか許容しない書きぶりであったが、土壁でも景観形成重点基準に適合するように基準を修正していただいたという理解でよいか。

2点目が、今後老朽化した際の建物の措置については、どのようになっているのか教えていただきたい。

### (事務局)

景観形成重点基準の「外壁」の項目については、前回の委員の意見を基準に反映した。

老朽化した際の対応だが、維持管理を適切にさせていただく観点から、条例で老朽化して景観を著しく阻害している場合には、行政から必要な要請ができるような仕組みにはなっている。また、重点区域内の多くの建物は景観形成重要建造物として指定されており、優れた景観が損なわれないよう、適切な維持管理の義務が生じている。

維持管理については、経済的な負担も出てくるので、基本的には支援メニュー等を案内していくことになる。

### (委員)

景観展望地点の考え方について、図面上が左側から右側を見るようなビューポイントになっている考え方は、何か検討のプロセスはあったのか。右側から

左側を見るというまち並みの望み方もあるが、何か双方向で見ないといけないのかと思ったが、このあたり考え方の補足をいただきたい。

#### (事務局)

山崎地区のうち、景観形成重要建造物等を含む歴史的な建物が特に集積している箇所を、今回重点区域として指定する。

景観展望地点の望む方向については、今回の景観展望地点に指定されている場所は、平成30年度に県民の方に地域の魅力ある景観をみることができる場所を募集し、「ひょうごの景観ビューポイント150選」として選定されたものの一つに、この山崎地区の「本家門前屋前から見る酒蔵通りのまちなみ」が選定されており、これを参考に決定した。

なお、西側から見たときの展望も内部では検討はしていたが、歴史的建物の連続性という点では東側を望んだ時の方が優れている。

#### (委員)

指定資料の文案について、建物意匠をどうするかという点に固執している気がするので、「背景の山並み」についても言及するのが良い。景観の観点から言うと、まち並みはさることながら、その背景ある山並みの背景なども重要になってくる。今回設定している景観展望地点にもある、アイストップの山並みも含めた景観が重要だと思う。

#### (事務局)

いただいた意見を今回の重点区域の指定文案の中に記載する。

—各委員異議なし—

#### ○景観遺産の登録について（諮問）

- ・景観遺産の登録について事務局から説明

#### (委員)

こちらのエリアで電線共同溝整備の予定はあるか。もし計画があれば、建物側（引込）も改修が必要になると思うので、その際には支援等が必要になる。

#### (豊岡市)

現在では電線共同溝整備の計画はない。

#### (委員)

電線共同溝整備には費用のかかることなので、積極的にしてくださいという意味ではなく、計画があれば、ぜひすばらしい建築物なので、修景助成等を検

討いたいただきたいという思い。

**(豊岡市)**

今後検討していきたいと思う。

**(委員)**

この地域をブランディングするために、シンポジウムの開催やまち歩き等の魅力を高めるイベントの予定はあるのか。

**(豊岡市)**

震災から100年の日にまち歩きのイベントを予定している。

**(委員)**

ぜひ積極的に検討いただきたいと思う。

**(委員)**

アーケードについて、今後も継続して維持していくか非常に重要なポイントになる。景観上支障があり、撤去すれば、1962年のように非常に多かった突き出し看板が多く出てくるのではないかと。そういった視点からも注意が必要である。

外壁等の色彩について、景観形成重要建造物等の保存計画とは違い、どこにも触れられてないので、少し考えておく必要がある。

**(事務局)**

アーケードは景観上支障であるが、冬季にはかなりの積雪量ある豊岡にとっては非常に重要で文化のひとつである。また、こうして100年近く前の建物が壊されずに残ってきたのはアーケードがあったためであり、良く見える1階部分のみを綺麗にして2階、3階は多少老朽化しても見えなくなるので、今まで残ってきたという考え方も1つある。

突き出し看板について、今は広告物条例である程度規制がかけられる。

色彩について、すでに登録をしている建物の中にも色彩だけではなく外壁のサイリングまで変わってしまっている建物が非常に多くあり、そういったこれまでの経緯を含めたストーリーとして登録している。ただ、ご指摘いただいたように、突発的なカラーは我々も想定はしていないので、今後色彩や形状等を制限するのであれば、支援メニューも新たに考えてバランスを考えていく。

**(委員)**

新幹線が開通した敦賀も非常に長いアーケードがある。やはり積雪対策が趣旨のようだが、景観としてもアーケードが周辺に調和している。改修時にはアーケードの統一感に配慮いただきたい。

**(委員)**

②衣川クリーニング店南側建物について、洋風で意匠の優れた建物だが、今回登録しないというのは原則、鉄筋コンクリート造建築物を選定対象としているからか。

**(事務局)**

質問のとおり、衣川クリーニング店南側建物は鉄筋コンクリート造建築物ではなく通常の木造の建築物であるため、前回及び今回の登録のストーリー（震災からの復興を目的に防火性を向上させるため建てられた建築物）には該当しないため、衣川クリーニング店南側建物は外している。

ただ一方で、元町通り・宵田通りには鉄筋コンクリート造建築物の意匠に調和するように建てられた洋風の木造建築物も多く残っているので、少しストーリーを広げ、追加登録時に検討したい。

**(委員)**

今回は防火性を向上させるため建てられた建築物というのが、選定対象だと思うが、景観としては鉄筋コンクリート造建築物とその意匠に調和するように建てられた洋風の木造建築物が混在する昭和初期から続く商店街の様子こそが大事な遺産と思う。

次回以降違ったストーリーでもよいので洋風の木造建築物を残していく検討が今後必要。

**(委員)**

先ほど足立委員の指摘と同様に複数のフィルターをかけていった方が良いのではないかと。ブランディングするにも、現時点では建物がまばらでぽつぽつとしない。まち歩きする時はもう少し密度高くある方が良い。これからブランディングして活性化していくことが目的にあるならば、別の方法でも何か密度を濃く持っていく方法が必要ではないか。

景観遺産に登録された場合、所有者が外壁を変えたいなどそれを変更する時に何か規制がかかるのか。

**(事務局)**

景観遺産は、維持管理義務の強い制限がかかっていないので、状況把握のための届出をしてもらう制度になっている。

**(委員)**

これから活用を推進していくならば、断熱や老朽化対策等の手を加えていかないといけない。その際にどのような方法で保全していけば良いのかを示さなければ、この形で保全していくのが難しい。

### (委員)

景観遺産の登録に伴う支援がソフト部分だけで、景観形成重要建造物等と比べるとハード支援が不足しているように思う。今後景観資源として活用しブランディングをしていくのであれば保全だけでなく、活用に対する補助がないのか。

### (委員)

豊岡震災復興遺産が地域資源なんだということを、住民や所有者に理解してもらうことが重要。金銭的なサポートができないのであれば、維持管理や活用するときの先進事例や相談内容等を所有者やヘリテージマネージャーと情報共有しながらネットワークみたいなものを構築することで、金銭的にバックアップできない部分をサポートできないか。

景観資源・観光資源が一定数あることが知られると、若い世代等が周辺にお店を出したりしている事例が多い。景観遺産の登録がそういった方に情報が伝わり、出店などに関心を持ってもらうような機会になればよい。

### (事務局)

登録後のアフターフォローが充実していないのは事実。

しかし、景観形成重要建造物は建物自体の価値を県として評価をして、それを景観上残すために規制をかけている。その分改修する際は支援をしますという仕組みになっている。景観遺産は、建物自体の価値を突き詰めて評価しているわけではなく、ストーリーと併せて評価をしている。

景観遺産の登録を契機に何げない景観の価値に気づき、シビックプライドが醸成されることによる地域振興・活用されることによる観光振興につながればという狙いがあるので、前田委員がおっしゃったように、今後利活用していくための支援が必要。

ただし、登録後の支援はすべて行政が行うというのはこれからの時代は持続していかない。そうではなく、地域が自立してまちづくりを進められるような仕組みを支援していきたい。幸い豊岡は、ヘリテージマネージャーを初めとした、地域に密着した技術者の皆様がおられるので、ホームドクターのようなこの人に相談すれば良いんだという人を見つけておき、次その建物を改修したい時に、そのホームドクターに相談していただけるような仕組みを少し考えていければと思うので、色々とお知恵を貸していただけたらと思う。

### (委員)

商店街と協力しながらまち歩きをすることによって、空き店舗の活用に繋がるように、景観遺産の登録をきっかけにして、まち興しをしていただけたらいいかなという感想を持った。

**(会長)**

議題を離れたことで何か質問はあるか。

**(委員)**

ひょうごの景観ビューポイント 150 選が選定されている。県民等から応募のあった大変素晴らしい写真が多いので、オープンデータ化してはどうか。

**(事務局)**

県の PR としても写真を誰でも使えるようにしておくというのは非常に重要であると認識している。県が撮影した分に関しては著作権等の問題はないが、それ以外の写真も混在しているので、今後の検討課題とさせていただきたい。

**(委員)**

大半は事務局で写真を撮り直しされているので、問題ないと思う。

オープンデータ化が実現しなくても、「兵庫県〇〇市」というクレジットを必ずつけてリモート会議の背景画面に入れてもらうなどでもいいと思う。そうした取り組みがひょうごの景観ビューポイント 150 選が生きていくし、兵庫県の PR になると思う。苦勞されて事務局が作られたものなので、利活用していただきたいと思う。

—各委員異議なし—

—答申について—

**【景観形成重点地区】**

答申案について、指定書にまち並みの先に山並み等の優れた景観も望むことができる旨を追加することで概ね了承され、その文案の確定は会長に一任された。

**【景観遺産】**

答申案について、意見なしで了承された。

以上